

新型コロナワクチン接種に関するお知らせ



【ワクチンの接種について】



ワクチン接種後も、マスクの着用や手指消毒などの感染予防対策をお願いします！

回数	接種対象	使用ワクチン	接種間隔
1・2回目	満5歳以上	ファイザー ※12歳以上でモデルナ、18歳以上でノババックス、原則40歳以上でアストラゼネカワクチンの接種が可能ですが、二本松で1・2回目で使用しているワクチンはファイザーのみです。	1回目接種後、3週間後に2回目を接種します。
3回目	満12歳以上	満18歳未満 ファイザー	2回目接種後、5カ月経過後より接種可能となりました。
		満18歳以上 ファイザー またはモデルナ	
4回目	満60歳以上	ファイザーまたはモデルナ	3回目接種から5カ月を経過する頃に接種券を送付します。
	満18歳以上60歳未満の方のうち次のいずれかに該当する方 ・基礎疾患を有する方 ・その他重症化リスクが高いと医師が認める方		3回目接種後、5カ月経過後より接種可能です。 ※「新型コロナワクチン接種基礎疾患確認票」の提出が必要です。(1・2回目で申請している方であっても、改めて申請が必要) ・受付窓口 市内各保健センター、各支所地域振興課、各住民センター、市民課(市役所1階) ・市のウェブサイトでも受け付けています。(かんたん電子申請)

【接種券について】

接種券は、1・2回目の当初はシールでの接種券でしたが、予診票一体型接種券に変更となりました。予診票の右上、バーコードおよび二次元コードが印字されている部分が接種券となります。接種券部分に接種回数表示がありますので、接種の際には回数を確認の上、ご使用ください。

【接種券を失くした場合】

市内各保健センターで再発行の申請を行ってください。

まだ1・2回目の接種も可能ですが、12歳以上の方で1・2回目の接種ができる医療機関等が限られてきています。接種希望のある方は、早めの接種をお勧めします。



各ワクチンの詳しい説明等は接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」でご確認ください。



◎問い合わせ…健康増進課ワクチン接種推進係
☎(23)6591 Fax(23)1714

- 申請に必要な書類等
- ① 罹災証明書(原本)
 - ② 預金通帳の写し
 - ③ 住民票(世帯員全員)
※申請時に世帯主のマイナンバーを記入する場合は不要。
 - ④ その他添付書類等

た世帯

- ④ 住宅が「半壊」し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

- 対象となる世帯
- ① 住宅が「全壊」した世帯
 - ② 住宅が「大規模半壊」した世帯
 - ③ 住宅が「中規模半壊」した世帯
 - ④ 住宅が「半壊」し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

申請期限

基礎支援金
令和5年4月15日

加算支援金
令和7年4月15日

◎問い合わせ:

福祉課地域福祉係
☎(24)5063
Fax(22)1547

被災者生活再建支援制度

令和4年3月16日発生福島県沖地震
令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により、居住する住宅に被害を受けた世帯(全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊解体)に、住宅の被害程度および再建方法により、被災者生活再建支援金(基礎支援金と加算支援金)を支給します。

